

## 【フラット35】地域連携型利用申請書

(地方公共団体名)

利用申請日 令和 年 月 日

<東京都の助成金事業の事務執行団体>  
公益財団法人東京都環境公社 理事長

殿

以下の助成対象住宅について、【フラット35】地域連携型を利用するため「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の発行を申請します。

利用申請者 (【フラット35】のお申込人) ※【フラット35】のお申込み人が 2人の場合は、いずれかの方が ご記入ください。	フリガナ
	氏名
	住所
TEL	( ) - ( ) - ( )

## 誓約事項

 【フラット35】地域連携型を利用するに当たって、裏面の<誓約事項>記載の各事項を遵守することを誓約します。

## 承諾事項

 【フラット35】地域連携型を利用するに当たって、裏面の<承諾事項>記載の各事項を承諾します。

助成事業	助成事業名	東京ゼロエミ住宅普及促進事業(水準A又は水準B)		
	助成事業申請者	氏名		
		住所	〒( ) - ( )	
	申請方法	<input type="checkbox"/> 1.電子申請システムでの申請	<input type="checkbox"/> 2.郵送での申請	
	申請状況 (利用申請日時点)	<input type="checkbox"/> 1.交付申請済、交付決定前	<input type="checkbox"/> 2.交付決定済、助成金交付前	<input type="checkbox"/> 3.助成金交付後
	受付番号		交付決定番号	
	対象住宅の 住宅の位置			
備考				

(※)最新の東京ゼロエミ住宅設計確認書等(「東京ゼロエミ住宅設計確認書」から変更がある場合には、「東京ゼロエミ住宅設計変更確認書」、  
「東京ゼロエミ住宅認定書」が発行されている場合には同認定書)の記載と一致させること。

[地域連携型第3-1号書式]

金融機関提出用

## 【フラット35】地域連携型利用対象証明書

(融資申込者名)

	殿	発行番号	
--	---	------	--

本証明書発行時点で、助成事業の助成事業申請者から申請を受けたこと、住宅性能が【フラット35】の利用対象となる水準であることを確認しました。

事業番号	1 1 - 1 3 0 0 0 1 - 2 1 1 6
【フラット35】 地域連携型 の種別※	<input type="checkbox"/> 1.子育て支援(連携政策分野:子育て支援、若年子育て、近居、同居) <input type="checkbox"/> 2.空き家対策(連携政策分野:空き家対策) <input checked="" type="checkbox"/> 3.地域活性化(連携政策分野:上記以外)
取得する住宅の所在地 (地名地番)	
連絡事項	本証明書は、【フラット35】のご契約時までに取扱金融機関に提出してください。提出がない場合又は助成事業等の対象となくなった場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないことがありますのでご注意ください。

執行団体 確認印

融資申込者及び金融機関が、「地域連携」欄に記載・入力するコード: 1. 子育て支援「02」、2. 空き家対策「04」、3. 地域活性化「03」

## 金融機関使用欄

(書式適用日)令和8年4月1日

## 【フラット35】地域連携型利用申請書提出に当たっての誓約事項・承諾事項

## ＜誓約事項＞

1. 利用申請書の提出に当たって、以下の各項目を満たしていることを誓約します。
  - (1) 本利用申請書記載のとおり、東京ゼロエミ住宅指針(令和8年4月1日施行)において規定する「水準A」又は「水準B」に該当すること
  - (2) 本利用申請日時点において、【フラット35】を利用する住宅が表記助成事業の実施要綱、交付要綱の規定、手引等の記載事項に則り、交付の条件を満たしていること
  - (3) 本利用書の記載事項に事実と相違している点がないこと
2. 東京都環境公社が、利用対象証明書発行に当たって、利用申請者又は助成事業の交付申請者(助成事業の手続代行者を含む)へ修正や追加書類の提出を求めた場合、その指示に従います。

## ＜承諾事項＞

1. 以下の各事項について承諾した上で利用申請書を提出します。
  - (1) 【フラット35】地域連携型のお申込人は個人であること
  - (2) 東京都環境公社が交付申請を受けた助成対象事業が、交付決定、助成金額の確定に至らない場合、又は交付決定の撤回、交付決定の取消し等があった場合には【フラット35】地域連携型の利用ができないことがあること
  - (3) 【フラット35】の要件に合致しない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないこと
  - (4) 東京都環境公社が、利用申請者又は助成事業の交付申請者(助成事業の手続代行者を含む)へ修正や追加書類の提出を求めた日の翌日から起算して30日以内に、当該利用申請者又は当該助成事業の交付申請者が当該修正又は追加書類の提出を行わないときは、利用申請が撤回されたものとみなすこと
  - (5) 本申請に関する情報(申請者及び補助申請者の情報を含む)は、【フラット35】地域連携型及び助成事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること
  - (6) 【フラット35】地域連携型利用対象証明書発行後に、同一の住宅かつ同一の利用申請者の場合は、再発行されないこと